

●香川県告示第332号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成24年7月6日から同月27日まで一般の縦覧に供する。

平成24年7月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 丸亀詫間豊浜線（21号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市室本町字瀬戸403番1 地先から 観音寺市八幡町1丁目甲3427番 4地先まで	前	8.3~51.5	2,804	旧道の市道移管
		6.4~40.7	2,280	
	後	8.3~51.5	2,804	